

事 務 連 絡
令 和 7 年 5 月 20 日

各学区・地区連合町内会長 様
町 内 会 長 様

岡山市長 大 森 雅 夫
(公印省略)

岡山市地域活動負担軽減支援補助金について(訂正)

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は市政発展のため格別のご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

令和7年4月17日付で送付しました「岡山市地域活動負担軽減支援補助金」のチラシの裏面に記載している「実績報告書」の添付書類の中に収支決算書を添付いただく旨が漏れておりましたので、別添のとおり訂正したものを送付いたします。ご迷惑とお手数をおかけしますが、差し替えをお願いします。

なお、再度の案内となりますが、申請については学区・地区連合町内会ごととなります。学区・地区連合町内会非加入の単位町内会は、単独でご申請ください。

【連絡先】

岡山市市民協働企画総務課
担当：上野、朝浦
電話：(086)803-1063

令和7年度から

地域活動負担軽減支援補助金

を交付します！

少子高齢化や人口減少による地域活動の担い手不足が地域の課題となる中、町内会活動の一環として実施している草刈りや清掃等の地域活動の負担軽減を図るため、必要な物品の購入に対して、補助金を交付します。

制度概要

<補助対象団体>

岡山市町内会名簿に掲載されている学区・地区連合町内会及び学区・地区連合町内会に非加入の単位町内会

※この補助金は事業実施期間（令和7年度～9年度）を通じて一回のみ交付を受けることができます。

<補助対象物品>

(1) 草刈り機（替刃を含む）

(2) ブローワー

(3) 屋外掃除機

(4) 泥上げ機

(5) 側溝の蓋上げ機

※なお、電動式の物品は充電器・予備バッテリーを含みます。

<補助金額>

対象物品の購入に要する費用の額。

(学区・地区連合町内会は50万円を限度とし、学区・地区連合町内会に非加入の単位町内会は3万円を限度とします。)

申請期間・方法

<令和7年度の申請受付期間>

令和7年6月2日（月）～令和8年3月31日（火）

※令和8年3月31日までに事業（物品の購入）が完了するものに限りです。

<申請場所>

該当する各区役所の総務・地域振興課

開庁時間：月曜日から金曜日 午前8時30分から午後5時15分まで
祝日・年末年始は閉庁

<問い合わせ先>

市民協働企画総務課 TEL086-803-1063

北区役所 総務・地域振興課 区まちづくり推進室 TEL086-803-1656

中区役所 総務・地域振興課 区まちづくり推進室 TEL086-901-1602

東区役所 総務・地域振興課 区まちづくり推進室 TEL086-944-5038

南区役所 総務・地域振興課 区まちづくり推進室 TEL086-902-3502



地域活動負担軽減支援補助金の申請の進め方(手順)



<令和8年3月31日までに事業（物品の購入）が完了するものに限ります。>

申請

- • • 購入する前に「地域活動負担軽減支援補助金交付申請書(様式第1号)」に次の書類を添えて提出してください。購入後の申請は受付できません。郵送での申請もできます。

- (1) 補助事業にかかる見積書の原本
- (2) 草刈り等の地域活動に用いる物品にかかる収支予算書(様式第2号)
- (3) 補助対象物品を確認できるもの(写真・カタログ)
- (4) 補助対象物品の保管場所を示すもの(地図)
- (5) 補助対象物品の保管場所が町内会所有の建物以外の場合は保管承諾書の写し

交付決定

- • • 適正な事業については、「交付決定通知書」を送付します。

購入

- • • 交付決定後、申請どおりの物品を購入してください。

実績報告

- • • 購入後、20日以内に「実績報告書」に次の書類を添えて提出してください。

- (1) 領収書の写し
(請求書の写しでも可、その場合、あとで領収書の写しの提出が必要)
- (2) 収支決算書
- (3) 補助事業実施後の写真
- (4) 申請時に提出した書類の内容から変更があった場合は、変更後の書類

交付確定

- • • 申請どおり適正な事業については「交付確定通知書」を送付します。

補助金請求

- • • 「交付請求書」を提出してください。

補助金交付

- • • 登録の口座に補助金を振り込みます。

交付申請書等の様式は各区役所総務・地域振興課にあります。
また、岡山市ホームページからダウンロードできます。
<https://www.city.okayama.jp/kurashi/0000069667.html>

